

厚木市告示第179号

市立保育所に係る保育所職員給食費負担金等の納付の指定納付受託者の指定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、市立保育所に係る保育所職員給食費負担金等の納付について、次のとおり指定納付受託者に指定したので、厚木市財務規則（昭和44年厚木市規則第40号）第55条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月6日

厚木市長 山口 貴 裕
(公 印 省 略)

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 三井住友カード株式会社
所在地 大阪府大阪市中央区今橋4-5-15

- 2 対象
市立保育所に係る保育所職員給食費負担金、保育所児童給食費、延長保育利用料、一時預かり利用料。
ただし、窓口におけるキャッシュレス決済の方法により納付されるものに限る。

- 3 指定した日
令和8年4月1日

- 4 指定する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで